

報道機関各位

## 北九州市パートナーシップ宣誓制度について

### 鹿児島市と「パートナーシップ宣誓制度」都市間相互利用を開始します

本市は、鹿児島市と「パートナーシップ宣誓制度」都市間相互利用に関する協定を締結します。（福岡市・熊本市・古賀市（R2.4.1締結）と合せ、締結は4自治体）

#### ■ 協定締結日

令和4年2月1日

#### ■ 都市間相互利用とは

本市で「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた市民が、転出先の自治体でも、本市発行の受領証を継続して使用することができるようになります。

また、協定を締結した自治体から本市に転入した場合も同様に、当該自治体で交付を受けた受領証をそのまま本市でも使用することができるようになります。

#### ■ 利用者の手続上の負担と心理的不安が軽減されます

利用者にとっては転居のたびに煩雑な手続を行う必要がありました。また、自治体窓口に赴くことにより、自分のセクシャリティがさらされるという心理的不安がありました。都市間相互利用により、これらの負担と不安が軽減されます。

### 本市のパートナーシップ宣誓の対象者要件を緩和します

鹿児島市との都市間相互利用に関する協定締結に併せ、より利用しやすい制度とするため、本市のパートナーシップ宣誓の対象者の要件を緩和します。

#### 【緩和される要件】（令和4年2月1日から実施）

##### ■ 住所要件

- ・パートナー当事者の同居要件を廃止します。（双方が市内居住であれば可）

##### ■ 養子縁組対象外要件

- ・養子縁組の当事者も宣誓できるよう、養子縁組を宣誓の対象者に加えます。



#### （問合せ先）

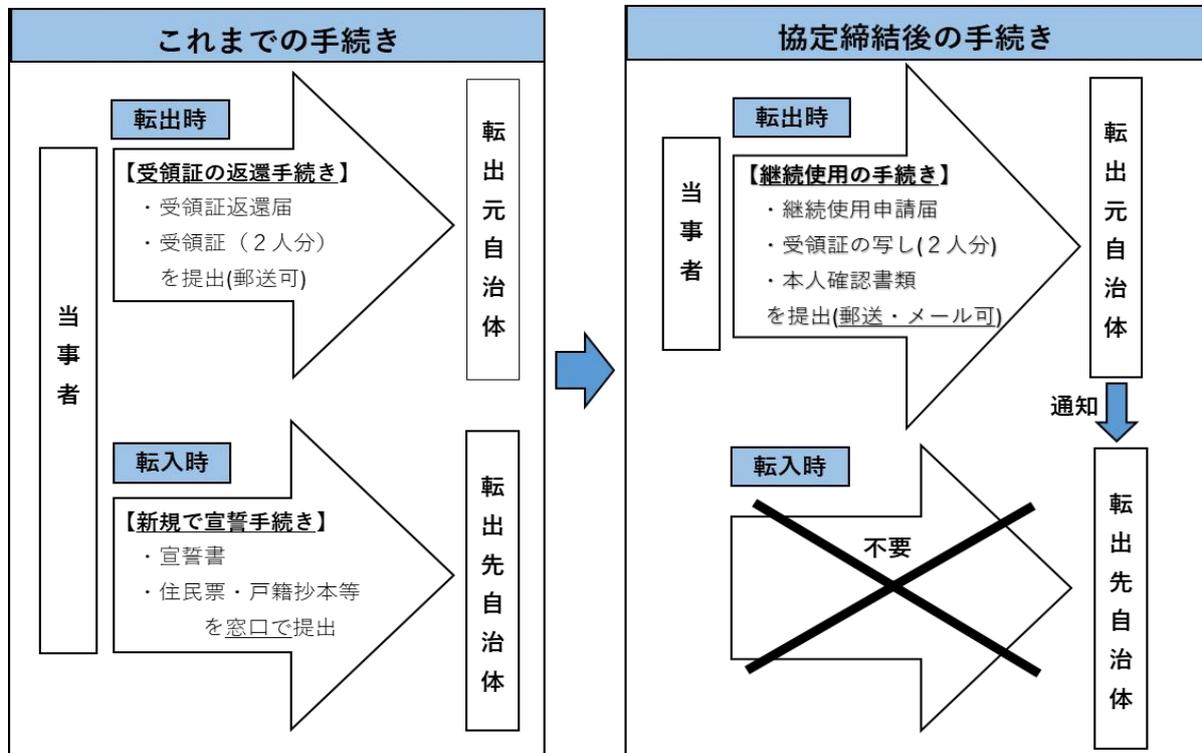
北九州市保健福祉局人権文化推進課

電話：093-562-5010

担当：上吹越（かみひごし）、吉竹

## 都市間相互利用について

### ■ 手続きの流れ



### ■ 九州・沖縄地方でパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体（導入順）

那覇市(H28.7) 福岡市(H30.4) 熊本市(H31.4) 宮崎市(R1.6)  
 北九州市(R1.7) 長崎市(R1.9) 古賀市(R2.4) 木城町(R2.4) 臼杵市(R3.4)  
 日南市(R3.4) 指宿市(R3.4) 延岡市(R3.4) 佐賀県(R3.8) 新富町(R3.9)  
 唐津市 (R3.10) 大津町(R3.10) 浦添市(R3.10) えびの市(R3.12)  
 鹿児島市(R4.1)

※( )は導入時期、下線は本市と都市間相互利用を行う自治体

### ■ 「北九州市パートナーシップ宣誓制度」とは

一方又は双方が LGBT 当事者である 2 人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを市長に対し宣誓する制度です。宣誓書が受理されると、宣誓者に「パートナーシップ宣誓書受領証」が交付されます。

なお、本制度には、法的に婚姻と同等の効果はありませんが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しすることを目的に導入しました。